

(1995年) 平成7年11月27日 月曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678  
編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## △喫茶店での商談は交際費となるのか

Q: 商談のために来訪した取引先に対し、茶菓などを提供しても交際費等には該当しないと聞きました。それならば近所の喫茶店などへ案内した場合はどうなのでしょうか。

A: 通常の昼食程度の金額であれば交際費等として取り扱わなくともかまいません。

### 【解説】

来訪者に茶菓、煙草、コーヒー、紅茶の類を提供するための費用は、厳密に解せば接待費用として交際費等に該当することとなります。税法ではそこまで厳しくはありません。

会議に関連して茶菓等を供与する場合に通常要する費用は、交際費等に含まれないこととされています。

この通常要する費用には、社内又は通常会議を行う場所において通常供与される昼食の程度を超えていない飲食物の供与に要する費用ということになります。

来訪した取引先との商談は会議に含まれますので、喫茶店や飲食店で行なってもいっこうにかまいません。

ただし、そこで供与したものが、常識的にみて通常昼食程度として提供される程度のものであるかどうかです。

